

生活保護制度について

くらし
生活安心のために



常総市福祉事務所

生活保護とは

保護の申請は国民の権利です	1
保護を受けるまでの手続き	2
保護はこんなときに受けられます	3
保護を受けるときに	4
親・子・兄弟姉妹などからの ^{えんじょ} 援助について	6
保護の種類	7

生活保護を受けると

権利として保障されること	9
義務として守ってもらうこと	10
保護費の支払いの方法	11
保護費の返還	11
医療機関などにかかりたいとき	12
介護を受けたいとき	14
一時扶助について	15
生活保護から自立するとき	16
問い合わせ・相談先	16

生 活 保 護 と は

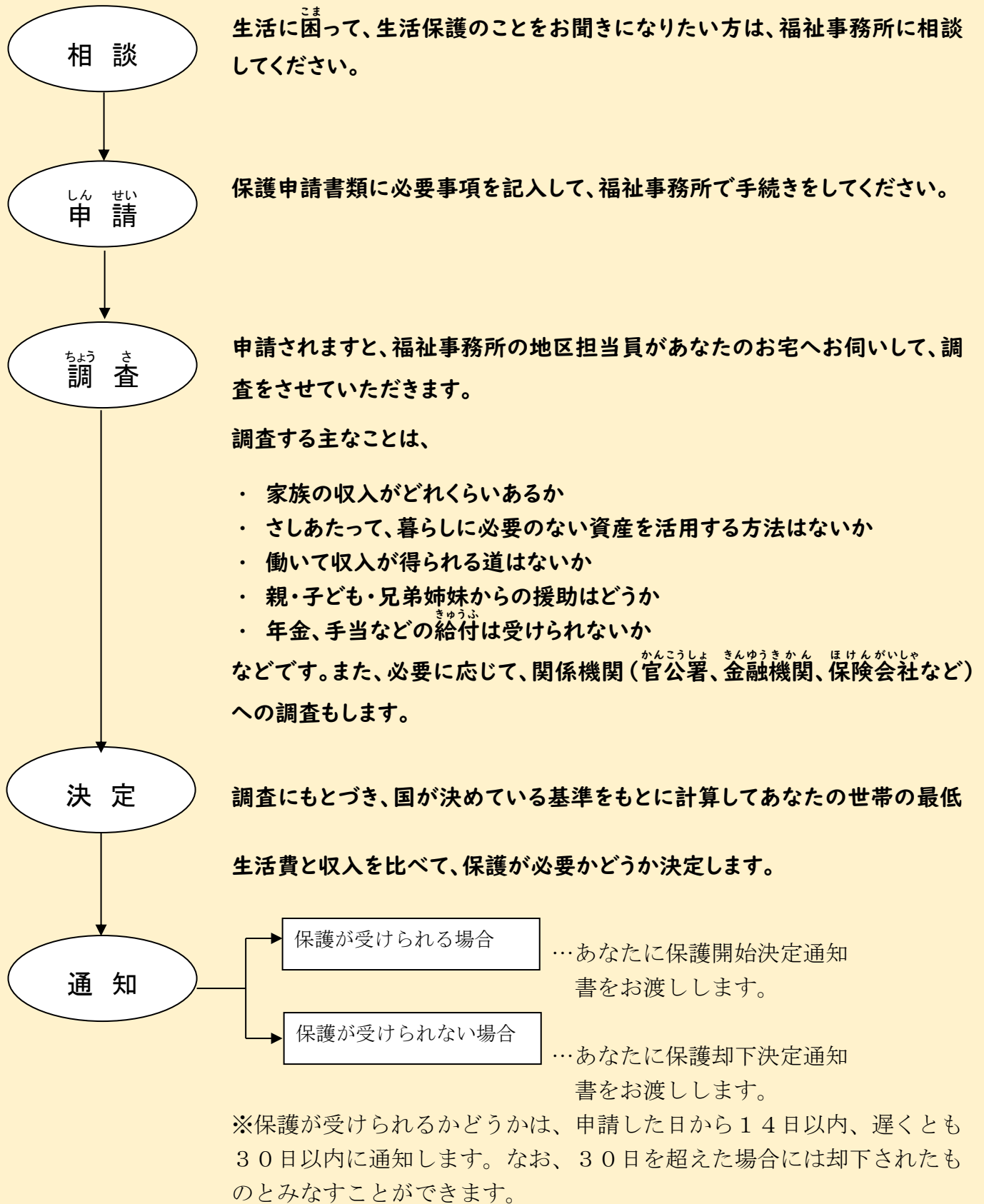
私たちは、病気やけがで働けなくなったり、離別^{りべつ}や死別^{しゅうにゅう}で収入^{しゅうにゅう}がなくなったり、年
をとり収入が少なくなったりなど、いろいろな事情で生活費^{いりようひ}や医療費^{しはら}の支払い等に
困ることがあります。

このようなとき、自分たちの能力や資産などを活用し、せいっぱい努力しても、な
お生活ができない場合に、国が定める一定の基準に従って最低生活に不足する分
についてお金を支給したり、医療や介護を受けられるようにするとともに、1日も早く、
自分の力で生活をしていけるように手助けをするのが生活保護制度です。

■ 保護の申請は国民^{けんり}の権利です

日本国憲法^{けんぽう}第25条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度^{さいていげんど}の生活を営む
権利^{けんり}を有する」と定められています。生活に困っているときは、生活保護法の定める
一定の要件のもとに、誰でも生活保護を受けることができます。生活保護を必要とす
る可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

■保護を受けるまでの手続き

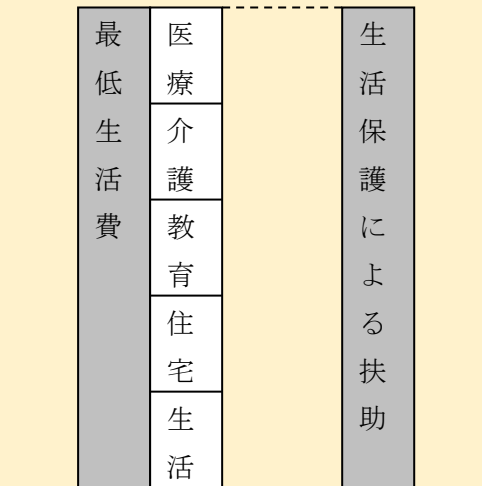


■保護はこんなときに受けられます

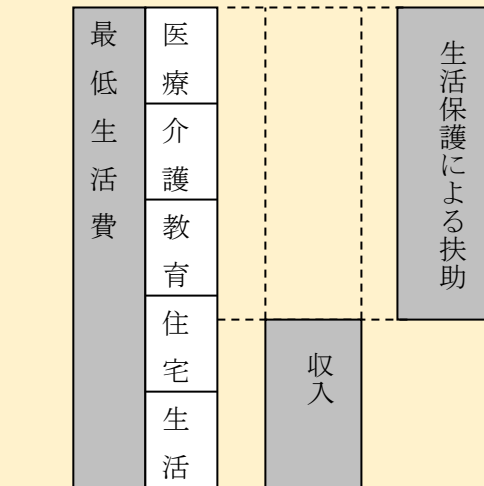
生活保護は原則としていっしょに生活している家族すべてをひとつの世帯として、世帯ごとに適用します。そして国が決めている基準（最低生活費）に比べて、世帯全体の収入額が不足する場合に、その不足する分を保護費として支給します。

《保護が受けられる場合》

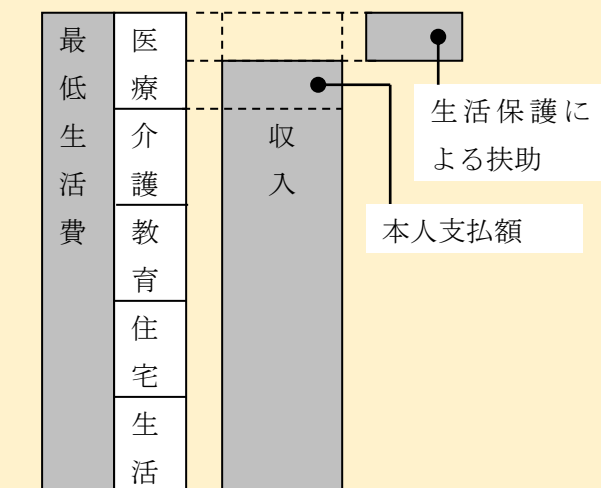
①収入が全くない場合



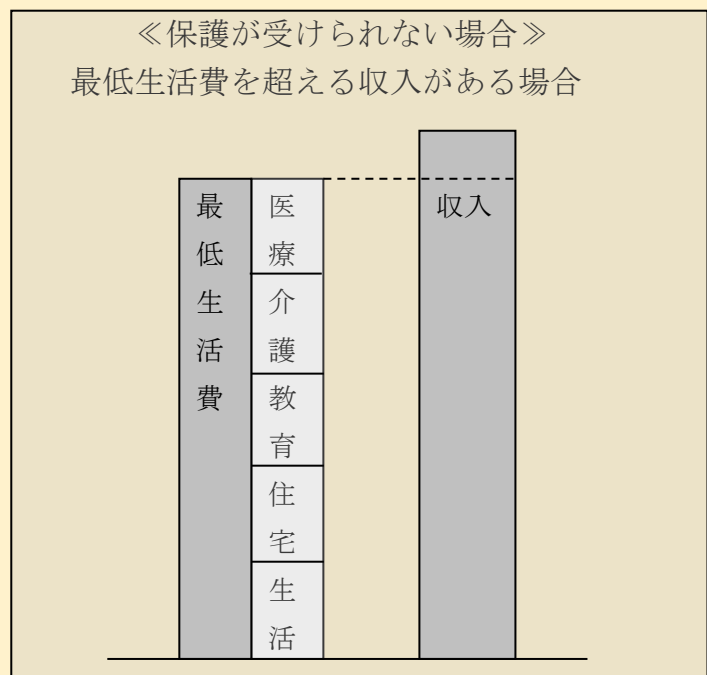
②いくらか収入がある場合



③収入はいくらかあるが医療費の支払いができない場合



《保護が受けられない場合》
最低生活費を超える収入がある場合



☆最低生活費とは…

それぞれの世帯の状況に応じて、国が決めている保護基準をもとに計算されます。

☆収入とは…

あなたやあなたの家族が働いて得た収入、年金や手当などの他の法律により支給される金銭、親族からの援助、預貯金、保険金、他人からの借金、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯の収入全部を合計したものです。

■保護を受けるときに

生活保護を受ける場合には、次のようなことが必要になります。

- 働ける人は能力に応じて働き、自分の力で生活できるようつとめてください。
- 暴力団員には原則として保護を適用しません。急迫した状況にある場合を除き、申請は却下します。
- 保有する現金や預貯金^{よちよきん}は生活費にあててください。
- 貴金属、有価証券^{ききんぞく ゆうかしょうけん}などは処分して、生活費にあててください。
- 生命保険に加入している場合は、原則として解約^{かいやく}して返戻金^{へんれいきん}を生活費にあててください。
ただし、解約返戻金及び保険料額が少額である場合には、保有が認められることがあります。
- ほかの社会保障制度^{しゃかいほしょう}（例えば、傷病手当^{しょうびやう}や雇用保険^{こよう}・労災保険^{ろうさい}・国民年金・厚生年金・児童手当^{ふよう}・児童扶養手当^{おんきゆうたん ぽかしつけ}など）を受けられる場合は、すべて受けてください。
- 過去に年金担保貸付^{ねんきんたん ぽかしつけ}や恩給担保貸付^{おんきゆうたん ぽかしつけ}を利用するとともに生活保護を受けていた方が、再度年金担保貸付等を利用している場合、急迫した状況にある場合等を除き、原則として保護は適用できません。
- 自動車の保有・使用は原則として認められません。ただし、次のような場合には、保有・使用が認められることがありますので、福祉事務所に相談してください。
 - Ⅰ 障がい（児）者、または公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が、通院等のため自動車を必要とする場合。

2 障がい者、または公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が、自動車により通勤する場合。

- 現在居住している建物・宅地については、保有が認められますが、それが非常に処分価値の高い場合は、売却してください。また、場合によっては「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」の貸付けを受けられることがありますので、福祉事務所や社会福祉協議会に相談してください。

なお、ローン付住宅については、原則として保有が認められません。ただし、ローンの支払いの繰り延べが行われている場合、またはローン返済期間も短期間でローン支払額も少額である場合には、保有を認められることがあります。

- 自分が耕作し、収益のある田・畑は保有を認められることがありますが、耕作できない土地については、売却や賃貸等資産としての活用を図ってください。
- 自分が事業用等で利用している山林・原野は保有を認められることがありますが、利用できない土地については、売却や賃貸等資産としての活用を図ってください。
- 保護を受けたときに、世帯の収入状況に変動があれば、すみやかに、福祉事務所へ届け出を行うことになります。また、福祉事務所においても、保護を受けた方の課税状況調査を実施して、収入状況の把握を行っています。

☆詳しい内容については、福祉事務所におたずねください。

■ 親・子・兄弟姉妹などからの^{えんじょ}援助について

- 親族（親・子ども・兄弟姉妹など）による^{ふよう}扶養は保護の要件ではないため、^{ふようぎむしゃ}扶養義務者（親族）が^{ふよう}扶養しないことを理由として、生活保護を受けられないということはありません。
- 親・子ども・兄弟姉妹など、民法上の^{ふようぎむ}扶養義務のある方から^{えんじょ}援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。
- 民法に定められた^{ふようぎむしゃ}扶養義務者か、そうなる可能性が高い方には、どの程度援助が受けられるかについて、申請後に調査を行います。扶養義務者との関係や、扶養ができるかについて聞き取りを行いますので、調査に支障がある場合には福祉事務所に相談ください。
(DV や^{ぎゃくたい}虐待など、照会により自立を阻害することになる場合は、照会を行いません。)

■保護の種類

生活保護には次の8種類の扶助があり、国が定めている基準によって支給されます。

○生活扶助

食べるもの・着るもの・電気・ガス・水道などの日常のくらしのための費用

○^{じゅうたく}住宅扶助

^{やちん}家賃・^{ちだい}地代や^{ほしゅう}住宅の補修などの費用

○^{きょういく}教育扶助

小学校・中学校の義務教育にかかる学用品・教材費・給食費・学級費などの費用

○^{いりよう}医療扶助

病気やけがの^{ちりょう}治療のため、医療機関にかかる費用

○^{かいご}介護扶助

介護サービスをうけるための費用

○^{しゅっさん}出産扶助

お産をするための費用

○^{せいぎょう}生業扶助

仕事につくための費用、技能や技術を身につけるための費用、高等学校に就学するための費用

○^{そうさい}葬祭扶助

^{かそう}火葬・^{のうこつ}納骨などのための費用

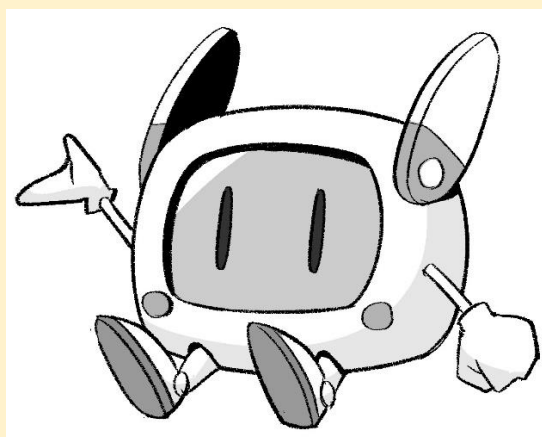
☆なお、小・中学校の入学準備、出産準備など^{りんじてき}臨時的に必要な費用を支給することがありますので、

必要な場合は前もって福祉事務所の担当ケースワーカーに相談してください。

生活保護を受けると

次のような費用等は、生活保護受給中は免除、減額されたり、または資格を失うことがありますので、福祉事務所におたずねください。

免除・減額されるもの	資格を失うもの
ほけんりょう 国民年金の保険料 住民税 じゅしんりょう NHKの受信料（申請が必要） こていしさんぜい 固定資産税（申請が必要） 高校の入学金等（申請が必要） 保育所の保育料（申請が必要）	こくみんけんこうほけんしょう 国民健康保険証 こうきこうれいしゃいりょうひほけんしゃしょう 後期高齢者医療被保険者証 いりょうふくしひじゅきゅうしゃしょう 医療福祉費受給者証 マルふく （福）受給者証



■権利として保障されること

- 1 正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
- 2 保護費は、税金^{ぜいきん}をかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
- 3 福祉事務所がおこなった保護の申請^{きやっか}の却下^{へんこう}、保護の変更^{ていし}、停止^{はいし}、または廃止などの決定内容に
納得^{なっとく}できないときは、不服^{ふふく}の申し立てをすることができます。不服があるときは、決定があったこ
とを知った日の翌日^{よくじつ}からかぞえて3か月以内に茨城県知事に対して不服の申し立て^{しん させいきゅう}（審査請求）
をすることができます。



■義務として守ってもらうこと

- 1 保護を受ける権利は、他人に譲^{ゆず}ることはできません。
- 2 病気の人は、早くなおるように治療^{せんねん}に専念^{せんねん}してください。
- 3 働くことのできる人は、能力に応じて働いてください。
- 4 ムダな支出はさけて、生活の維持向上につとめてください。
- 5 次のような場合は、必ず社会福祉課に届け出をしてください。
 - (1) 家族の人員が増えたとき、減ったとき
 - (2) 働くようになったとき、働けなくなったとき、また仕事が変わったとき
 - (3) 収入が増えたとき、減ったとき
 - (4) 引っ越しをしようとするとき
 - (5) 医療機関にかかるとき
 - (6) 入院・退院をするとき、または入院先が変わるとき
 - (7) 会社などの健康保険証が使えるようになったとき、使えなくなったとき
 - (8) 年金や手当が受けられるようになったとき、受けられなくなったとき
 - (9) 高校に入学したり、中途退学や卒業したとき
 - (10) その他、生活状況に変わったことがあったとき
- 6 あなたの生活の維持、向上その他保護の目的達成のために、福祉事務所から必要な指導、指示をすることがありますので、そのときは従ってください。(従わない場合、保護を変更、停止、または廃止される場合があります。)

■保護費の支払いの方法

保護費の支給は、原則として、毎月5日までにその月分をあなたの預金口座に振り込むか、市役所窓口で直接お渡しします。

なお、生活保護は、その全部を金銭で支給するものではありません。医療費など保護の種類によっては、福祉事務所があなたに代わって直接関係先に支払うものもあります。

■保護費の返還

せっぱつまった事情のため、本来、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合、または、いろいろな事情で保護費に払いすぎが生じた場合は、すでに支給された保護費（医療費を含む）を、あとから返していただくことになります。

たとえば、次のような場合です。

- 保有を認められない土地などの資産を売却したとき
- 生命保険の解約返戻金や保険金（満期・特約）を受け取ったとき
- 各種の年金、手当をさかのぼって受け取ったとき
- 交通事故の示談金（慰謝料など）・補償金等を受け取ったとき
- 財産を相続したとき

また、事実と異なる申請をしたり、収入の申告をしなかったりして、不正な方法で保護を受けた場合には、不正受給として、これまでに受けた保護費をあとから徴収されます。さらに不正な手段で保護を受けていた場合には、法律により処罰されることがあります。

■医療機関などにかかりたいとき



- 1 医療機関にかかるときは、「医療券」が必要ですので、印鑑をもって
- 2 福祉事務所においでください。発行された「医療券」を医療機関に
提出して受診してください。
- 3 健康保険を使える方も同様に「医療券」の交付を受けて、保険証をそえて医療機関に提出して
受診してください。
- 4 柔道整復（接骨院）、あん摩マッサージ、はり・きゅうにかかる場合は、あらかじめ福祉事務所に
相談してください。
- 5 休日や夜間など福祉事務所が閉まっているときに、急病で医療機関にかかるときは、福祉事務
所から送付された一番新しい「生活保護決定通知書」や「（生活保護）受給者証」などにより保
護を受けていることを医療機関の窓口で説明して受診してください。なお、この場合は、必ず、す
みやかに福祉事務所に連絡してください。
- 6 しゅうがくりょこう きょうどうしゅくはくがくしゅう
修学旅行や共同宿泊学習などの学校行事に参加するときは、福祉事務所で修学旅行等用の
「受給者証」を交付しますので、学校からの通知をそえて申し出てください。
- 7 その他
 - (1) 「診療連絡票」などを取りに来られないときは、必ず福祉事務所の地区担当員に連絡して
ください。
 - (2) 健康診断を受けるときや診断書しんだんしょが必要なときは、必ず事前に福祉事務所の地区担当員に
相談してください。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）について



後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効き目をもつ医薬品のことです。

1 効き目や安全性は、先発医薬品と同じです。

国では、後発医薬品の効き目や安全性が先発医薬品と同じかどうかについて、欧米と同様の基準で審査を行っています（※お薬の形・色や味は、先発医薬品と異なることがあります。）。

2 先発医薬品より値段が安く、経済的です。

後発医薬品は、ほとんどの場合、先発医薬品より値段が安くなっています。

3 欧米では、後発医薬品が幅広く使われています。

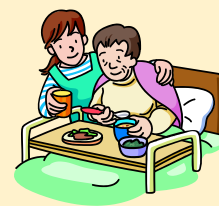
アメリカ、イギリスやドイツで使われている医薬品のうち、約半分が後発医薬品です。

○ 国では、原則後発医薬品を使ってもらうよう取り組みをすすめています。

○ お医者さんが、後発医薬品が使えると判断した場合は、原則として後発医薬品が給付されます。



■介護を受けたいとき



＜介護保険かいごほけんに加入している方＞

次の方は、生活保護を受けていても「介護保険」に加入することになります。

- ① 65歳以上の方（介護保険の第1号被保険者）
- ② 健康保険に加入している40歳から64歳までの方（介護保険の第2号被保険者）

☆介護サービスを必要とする方には、「介護保険で利用者負担となる部分」が生活保護から給付されます。

- 1 介護サービスを受けるためには、「要介護認定ようかいごにんてい」を受ける必要がありますので、市町村の介護保険の窓口にご相談してください。
- 2 ケアプランを作成するときは、あらかじめ福祉事務所に相談してください。
- 3 介護サービスを受ける前に、要介護認定の結果とケアプランの写しを福祉事務所に提出してください。

＜介護保険に加入していない方＞

次の方は、生活保護を受けている間は、介護保険に加入できないことになります。

- ・健康保険に加入していない40歳から64歳までの方。

☆介護サービスを必要とする方には、「介護保険と同じサービス」が生活保護から給付されます。

- 1 介護を受けたいときは、福祉事務所に相談してください。
- 2 要介護認定を受けたいときは、福祉事務所に相談してください。
- 3 ケアプランを作成するときは、あらかじめ福祉事務所に相談してください。

ケアプラン作成にあたっての注意

- 作成しようとするときのほか、変更しようとするときも、あらかじめ福祉事務所に相談してください。
- ケアプランを作成したとき・変更したときは、ケアプランの写しを福祉事務所に提出してください（提出がないと、介護サービスを受けられないことがありますので注意してください。）。
- ケアプランは、必ず地域包括支援センター又は居宅介護支援事業きょたくかいごしえんじぎょうしゃ者に依頼して作成してください。
- 支給限度額しきゅうげんどがくを超えるケアプランは作成できませんので注意してください。

生活保護には、8種類の扶助と臨時的な支出に応じた一時扶助などがあります。

以下の一時扶助が必要なときには、福祉事務所へ事前に相談・申請をしてください。

<一時扶助とは>

毎月支給される保護費には、最低生活費として必要なものは全て含まれています。しかし、出産・入学・入退院など、保護費のやり繰りではこれらの支出をまかないきれない場合があります。このようなとき、一時的に、一定のものの支給ができます。

- 被服費（布団・寝巻・おむつ等）
- 入学準備金（小中学校の入学準備に必要な費用）
- 家具什器
- 配電・水道等設備
- 引っ越しの際の敷金等
- 家屋補修費
- 入浴設備の付設
- 治療材料（眼鏡、つえ等）の給付が必要なとき
- 施術を受けたいとき
- 通院移送費

その他

○それぞれの支給には一定の条件や上限額がありますので、これらの項目が全て支給されるとは限りません。また、上記以外の項目でも支給対象となることがありますので、まずは福祉事務所へご相談ください。

○支給にあたっては、領収書などの書類が必要となることもあります。

■生活保護から自立するとき

収入の増加等により生活保護を必要としなくなった場合は生活保護が廃止（生活保護からの自立）されますので、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の社会保険の加入をしてください。

なお、生活保護から自立した後でも、生活に困ったことがある場合には相談や生活保護の申請ができます。

また、安定した職業についたことにより生活保護から自立した方には、就労自立給付金が支給され、大学などに進学したことにより生活保護を受給しなくなった方には、進学・就職準備給付金が支給されます。

■問い合わせ・相談先

☆ふくしじむしょちくたんとういん福祉事務所地区担当員（ケースワーカー）

福祉事務所の地区担当員は、保護の相談に来られた方の相談を受けたり、定期的に家庭訪問などをして生活状況を聞き、保護の決定に必要な調査を行っております。

また、保護を受けている世帯が、生活の維持・向上や自分の力で生活できるようになるためにはどうすればいいのかを、いっしょに考え、必要な助言や指導を行います。

ひみつ秘密は守りますので、何か困ったことやわからないことがありましたら、いつでも相談してください。